

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 平成30年5月31日
- 【発行者の名称】 株式会社ひかりホールディングス
(Hikari Holdings Co., Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 倉地 猛
- 【本店の所在の場所】 岐阜県多治見市笠原町2841番地の1
- 【電話番号】 (0572)56-1212 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 管理部部長 丹羽 直樹
- 【担当J-Adviserの名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
- 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp/>
- 【電話番号】 (03)3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社ひかりホールディングス
<https://h-holdings.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関

する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第3期中	第1期	第2期
会計期間		自平成29年9月1日 至平成30年2月28日	自平成27年9月1日 至平成28年8月31日	自平成28年9月1日 至平成29年8月31日
売上高	(千円)	839,571	932,228	1,419,198
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	31,388	8,422	△24,826
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	15,435	11,996	△7,555
包括利益	(千円)	15,435	144,868	△7,335
資本金	(千円)	40,000	20,000	20,000
発行済株式総数	(株)	279,900	260,700	260,700
純資産額	(千円)	202,876	166,196	158,640
総資産額	(千円)	968,499	794,709	876,638
1株当たり純資産額	(円)	706.91	674.28	643.00
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	63.92	58.69	△31.29
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	20.6	20.5	17.7
自己資本利益率	(%)	8.7	11.4	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	51,970	49,166	△16,475
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	26,095	91,035	△3,327
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	803	93,960	27,176
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	438,920	352,657	360,037
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	82 (13)	58 (16)	79 (17)

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

(注3) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しますが、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。

(注4) 第2期の自己資本利益率につきまして、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注5) 株価収益率について、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

(注6) 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

(注7) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

(注8) 平成29年12月7日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定

しております。

2【事業の内容】

前連結会計年度の発行者情報を公表した平成30年4月13日以降、当発行者情報提出日までにおいて、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した平成30年4月13日以降、当発行者情報提出日までにおいて、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年2月28日現在

従業員数(人)	82(13)
---------	--------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

(注2) 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成30年2月28日現在

従業員数(人)	5(2)
---------	------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

(注2) 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（平成29年9月1日から平成30年2月28日）におけるわが国経済は、企業収益が持続的に改善し、雇用、所得、設備投資も緩やかな回復基調にあります。政府による経済対策等も限定的に留まる見通しであり、また、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の成長鈍化の傾向が継続しており、さらに、英国のEU離脱問題や米国政府の政策運営への警戒感などから、依然として先行き不透明な状況が継続すると考えられます。

当社グループにつきましては、タイル・石材加工販売事業及び建材卸売事業の主要市場である建設業界において、政府建設投資・民間建設投資ともに底堅く推移しておりますが、労働者不足やコスト上昇等の要因もあり、依然として不透明な経済環境が続いております。当中間連結会計年度における住宅着工戸数は全国計で前年同期比4.3%減少の463,068戸となりましたが、中部圏計では同0.3%増加の54,416戸となりました（国土交通省総合政策局「建築着工統計調査報告」より）。

電気通信工事業の主要市場である情報通信関連においては、スマートフォンやタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fiなどのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備が進んでおります。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間連結会計年度の売上高は839,571千円、営業利益は31,227千円、経常利益は31,388千円、親会社株主に帰属する中間純利益は15,435千円となりました。

なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は438,920千円で、前連結会計年度末に比べ78,883千円増加しております。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は51,970千円となりました。主な増加要因は前受金の増加額25,562千円、税金等調整前中間純利益20,623千円、未払金の増加額16,878千円、減価償却費16,643千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は26,095千円となりました。主な増加要因は役員に対する長期貸付金の回収による収入36,310千円、保険積立金の解約による収入32,809千円、主な減少要因は役員に対する長期貸付けによる支出20,000千円、有形固定資産の取得による支出14,525千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は803千円となりました。主な増加要因は新株発行による収入28,800千円、主な減少要因は短期借入金の返済による支出17,012千円等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を事業ごとに示すと、以下の通りであります。

事業の名称	当中間連結会計期間 (自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 2 月 28 日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	172,500	—
電気通信工事事業 (千円)	309,774	—
合計	482,275	—

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 建材卸売事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間の受注実績を事業ごとに示すと、以下の通りであります。

事業の名称	受注高		受注残高	
	当中間連結会計期間 (自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 2 月 28 日)	前年 同期比 (%)	当中間連結会計期間 (自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 2 月 28 日)	前年 同期比 (%)
建材卸売事業 (千円)	190,052	—	50,123	—
合計	190,052	—	50,123	—

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) タイル・石材加工販売事業及び電気通信工事事業は受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 2 月 28 日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	257,536	—
建材卸売事業 (千円)	164,489	—
電気通信工事事業 (千円)	417,544	—
合計	839,571	—

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注3) 当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成30年2月28日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
(株)シーテック	164,030	19.5
(株)アベルコ	103,163	12.3

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

前連結会計年度の発行者情報を公表した平成30年4月13日以降、前連結会計年度の発行者情報提出後、当発行者情報提出日までにおいて、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

前連結会計年度の発行者情報を公表した平成30年4月13日以降、当発行者情報提出日までにおいて、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は平成30年4月13日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に平成30年5月16日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、平成27年2月1日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度

(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間に
おいて、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公
表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行
う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証す
る書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を
行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記
載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、
公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の
報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、
法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生
手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合
とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生
手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcま
でに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づか
ない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困
難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しく
は大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行
った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受け
た日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済
に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁
済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として
本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものである
こと。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされているこ

と及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないこと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除す

ることができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高730,023千円で、前連結会計年度末に比べ91,586千円増加しております。現金及び預金の増加77,453千円、完成工事未収入金の増加13,177千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は238,476千円で、前連結会計年度末に比べ274千円増加しております。建物及び構築物の増加7,755千円、機械装置及び運搬具の減少3,194千円、保険積立金の減少3,052千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は358,826千円で、前連結会計年度末に比べ43,943千円増加しております。前受金の増加25,562千円、未払金の増加19,912千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は406,797千円で、前連結会計年度末に比べ3,681千円増加しております。長期借入金の増加6,907千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は202,876千円で、前連結会計年度末に比べ44,235千円増加しております。新株発行による増加28,800千円、親会社株主に帰属する中間純利益の計上15,435千円がその変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間連結会計期間における売上高は 839,571 千円となりました。タイル・石材加工販売事業において定番品を中心に地元取引先メーカーからの受注が安定的・継続的に推移したこと、建材卸売事業において東京ショールームを開設するなど積極的な販売促進を行い受注が堅調に推移したこと、また、電気通信工事業において情報通信設備需要が堅調に推移したこと等により、グループ全体の売上は堅調に推移しております。

(売上総利益)

当中間連結会計期間における売上総利益は 259,843 千円となりました。前連結会計年度より行っている製造工程における人員配置の見直しが進み、人件費が低減したこと等により、売上総利益率は前連結会計年度より向上しております。

(販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は、228,616 千円となりました。物流効率化に伴う運送費及び保管費の減少等により、売上高販管費率は前連結会計年度より低減しております。

(営業利益)

売上総利益率の向上等による影響から、当中間連結会計期間における営業利益は 31,227 千円となりました。

(経常利益)

売上総利益率の向上等による影響から、当中間連結会計期間における経常利益は 31,388 千円となりました。

(中間純利益)

税金等調整前中間純利益は 20,623 千円となり、当中間連結会計期間における親会社株主に帰属する中間純利益は 15,435 千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別・額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (平成30年2月28日)	公表日現在発行数(株) (平成30年5月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,119,600	839,700	279,900	279,900	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,119,600	839,700	279,900	279,900	—	—

(注1) 平成29年11月27日開催の定時株主総会決議により、同日付で定款の変更が行われ、発行可能株式総数は5,572株減少し、10,428株となっております。

(注2) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で普通株式1株及び種類株式1株をそれぞれ100株に分割しております。これにより普通株式及び種類株式を合わせた発行可能株式総数及び発行済株式総数はそれぞれ1,032,372株、277,101株増加しております。なお、平成30年4月3日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の変更が行われ、種類株式19,200株は普通株式19,200株に変更しております。これに伴い、普通株式の発行可能株式総数及び発行済株式総数はそれぞれ19,200株増加しております。

(注3) 平成30年4月3日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の変更が行われ、発行可能株式総数は76,800株増加し、1,119,600株となっております。

(注4) 普通株式の発行数に、19,200株の自己株式が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権（平成27年8月10日臨時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 (平成30年2月28日)	公表日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,769(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,900(注1、注3)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	64,952,373(注2、注3)	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年9月1日 至平成37年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 367.17(注3) 資本組入額 183.585(注3)	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	<p>同左</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p>	<p>—</p>

	<p>組織再編行為の条件を勘案の上、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を

発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第3回新株予約権（平成27年12月30日臨時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 （平成30年2月28日）	公表日の前月末現在 （平成30年4月30日）
新株予約権の数（個）	250（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	25,000（注1、注3）	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	9,179,250（注2、注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年1月1日 至 平成39年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 367.17（注3） 資本組入額 183.585（注3）	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移	—

	<p>転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整

の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第4回新株予約権（平成28年11月29日定時株主総会決議、平成29年3月14日取締役会決議）

	当中間会計期間末現在 (平成30年2月28日)	公表日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	200(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注1、注3)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	48,000,000(注2、注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成31年4月18日 至 平成39年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,400(注3) 資本組入額 1,200(注3)	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。 (e) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。 (f) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当 	同左

	<p>該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(g) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(h) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p>	—

	<p>上記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成30年4月30日現在

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年12月7日	192	2,799	20,000	40,000	8,800	181,331
平成29年12月7日	277,101	279,900	-	40,000	-	181,331
平成30年4月3日	-	279,900	-	40,000	-	181,331

(注1) 平成29年11月27日の取締役開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で種類株式192株を発行しております。

(注2) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で普通株式及び種類株式1株をそれぞれ100株に分割しております。

(注3) 平成30年4月3日開催の臨時株主総会決議により、種類株式19,200株を普通株式19,200株へ変更しています。これによる資本金及び資本準備金の異動はありません。

(6) 【大株主の状況】

平成30年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
倉地 朝子	岐阜県多治見市	77,300	29.65
倉地 太	岐阜県多治見市	44,600	17.11
石原 真理子	岐阜県多治見市	23,400	8.98
名古屋中小企業投資育成(株)	名古屋市中村区名駅南1-16-30	19,200	7.37
倉地 猛	岐阜県多治見市	17,900	6.87
倉地 晴幸	岐阜県多治見市	15,000	5.75
加藤 勝	岐阜県多治見市	7,000	2.69
石原 千雅	岐阜県多治見市	7,000	2.69
(株)紀伊大理石	横浜市泉区上飯田町4584-2	4,200	1.61
(株)オルスタンダード	東京都武蔵野市桜提2-7-25	4,000	1.53
亀井 宏明	岐阜県多治見市	4,000	1.53
計	-	223,600	85.77

(注1) 上記の他、自己株式(普通株式)が19,200株あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 19,200	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 241,500 種類株式 19,200	普通株式 2,415 種類株式 192	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	279,900	—	—
総株主の議決権	—	2,607	—

(注1) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で普通株式及び種類株式1株をそれぞれ100株に分割しております。

(注2) 平成29年12月7日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

【自己株式等】

平成30年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株ひかりホールディングス	岐阜県多治見市笠原 町2841-1	19,200	—	19,200	6.86
計	—	19,200	—	19,200	6.86

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

第1回新株予約権（平成27年8月10日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年8月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（平成27年12月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年12月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名、同監査役1名、その他2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権（平成28年11月29日定時株主総会決議、平成29年3月14日取締役会決議）

決議年月日	平成29年3月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役5名、同従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	平成 29 年 9 月	10 月	11 月	12 月	平成 30 年 1 月	2 月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 当社株式は、平成 30 年 5 月 16 日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した平成 30 年 4 月 13 日以降、当発行者情報提出日までの役員の異動は下記の通りです。

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	常務	棚橋 隆治	平成 30 年 5 月 14 日

(注1) 棚橋隆治氏は、平成 30 年 5 月 14 日に逝去いたしました。

(注2) 棚橋隆治氏が兼務しておりました当社の連結子会社(株)ノベルストーンジャパンの代表取締役につきましては、定款の定めにより、当社代表取締役社長倉地猛が就任しております。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成29年9月1日から平成30年2月28日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成 29 年 8 月 31 日)		当中間連結会計期間 (平成 30 年 2 月 28 日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		362,199		439,653
売掛金		78,336		72,590
完成工事未収入金		69,289		82,467
商品及び製品		63,254		69,319
未成工事支出金		3,520		—
原材料及び貯蔵品		4,565		7,162
前渡金		16,852		27,822
1年内回収予定の役員又は従業員に対する長期貸付金		16,180		—
未収入金		5,949		7,166
未収還付法人税等		595		—
未収消費税等		2,008		568
繰延税金資産		1,260		7,698
その他		15,259		16,156
貸倒引当金		△834		△582
流動資産合計		638,436		730,023
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）	※1	58,710	※1	66,466
機械装置及び運搬具（純額）		42,109		38,915
工具、器具及び備品（純額）		1,849		2,309
土地	※1	52,160	※1	52,160
リース資産（純額）		35,471		32,645
建設仮勘定		—		1,006
有形固定資産合計	※3	190,301	※3	193,502
無形固定資産				
ソフトウェア		773		654
その他		229		229
無形固定資産合計		1,002		883
投資その他の資産				
役員又は従業員に対する長期貸付金		2,630		2,930
保険積立金		34,966		31,914
繰延税金資産		1,088		436
その他		11,229		12,124
貸倒引当金		△3,015		△3,315
投資その他の資産合計		46,898		44,090
固定資産合計		238,202		238,476
資産合計		876,638		968,499

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成 29 年 8 月 31 日)	当中間連結会計期間 (平成 30 年 2 月 28 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	21,388	22,879
工事未払金	20,664	25,572
短期借入金	37,012	20,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 110,358	※1 102,264
リース債務	8,161	7,836
未払金	37,628	57,541
未払費用	37,293	24,903
未払法人税等	5,421	17,247
未払消費税等	8,020	16,160
前受金	24,561	50,123
賞与引当金	3,023	11,568
その他	1,349	2,728
流動負債合計	314,882	358,826
固定負債		
長期借入金	※1 356,866	※1 363,773
リース債務	29,321	25,888
長期未払金	16,928	17,135
固定負債合計	403,115	406,797
負債合計	717,998	765,623
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	40,000
資本剰余金	172,531	181,331
利益剰余金	△8,322	7,112
自己株式	△28,925	△28,925
株主資本合計	155,283	199,518
新株予約権	937	937
非支配株主持分	2,420	2,420
純資産合計	158,640	202,876
負債純資産合計	876,638	968,499

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間	
(自 平成 29 年 9 月 1 日	
至 平成 30 年 2 月 28 日)	
売上高	839,571
売上原価	※1 579,728
売上総利益	259,843
販売費及び一般管理費	
給料及び賞与	34,001
役員報酬	39,869
賞与引当金繰入額	2,310
法定福利費	10,442
運送費及び保管費	10,644
賃借料	16,789
保険料	12,166
旅費交通費	11,131
減価償却費	8,241
貸倒引当金繰入額	48
その他	82,970
販売費及び一般管理費合計	228,616
営業利益	31,227
営業外収益	
受取利息	293
その他	6,257
営業外収益合計	6,550
営業外費用	
支払利息	6,384
その他	4
営業外費用合計	6,389
経常利益	31,388
特別利益	
車輛売却益	302
保険積立金解約益	25,752
特別利益合計	26,054
特別損失	
役員退職慰労金	36,820
特別損失合計	36,820
税金等調整前中間純利益	20,623
法人税、住民税及び事業税	17,339
法人税等還付税額	△6,365
法人税等調整額	△5,786
法人税等合計	5,187
中間純利益	15,435
親会社株主に帰属する中間純利益	15,435

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間	
(自 平成 29 年 9 月 1 日	
至 平成 30 年 2 月 28 日)	
中間純利益	15,435
その他の包括利益	
その他の包括利益合計	—
包括利益	15,435
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	15,435

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 平成29年9月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					新株 予約権	非支配株 主持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
当期首残高	20,000	172,531	△8,322	△28,925	155,283	937	2,420	158,640
当中間期変動額								
新株の発行	20,000	8,800			28,800			28,800
親会社株主に帰属 する中間純利益			15,435		15,435			15,435
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—	—	—
当中間期変動額合計	20,000	8,800	15,435	—	44,235	—	—	44,235
当中間期末残高	40,000	181,331	7,112	△28,925	199,518	937	2,420	202,876

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間	
(自 平成 29 年 9 月 1 日	
至 平成 30 年 2 月 28 日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	20,623
減価償却費	16,643
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	48
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,545
受取利息及び受取配当金	△293
支払利息	6,384
保険積立金解約益	△25,752
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,488
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△6,271
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,398
前受金の増減額 (△は減少)	25,562
未払金の増減額 (△は減少)	16,878
未払費用の増減額 (△は減少)	△12,216
未払消費税等の増減額 (△は減少)	8,140
その他	△483
小計	56,718
利息及び配当金の受取額	293
利息の支払額	△6,526
法人税等の支払額	△5,475
法人税等の還付額	6,960
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,970
投資活動によるキャッシュ・フロー	
役員に対する長期貸付けによる支出	△20,000
役員に対する長期貸付金の回収による収入	36,310
有形固定資産の取得による支出	△14,525
保険積立金の積立による支出	△5,728
保険積立金の解約による収入	32,809
その他	△2,770
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,095
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△17,012
長期借入れによる収入	162,000
長期借入金の返済による支出	△163,187
リース債務の返済による支出	△5,702
長期未払金の返済による支出	△4,095
新株の発行による収入	28,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	803
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	14
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	78,883
現金及び現金同等物の期首残高	360,037
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 438,920

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社名：(株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)ノベルストーンジャパン、(株)ネット、(株)トライ、(株)ストーンフリー

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日（2月28日）と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

(イ) 商品及び製品、未成工事支出金、原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備は除く）、及び平成28年4月1日以降に取得した建物及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 12～24年

機械装置及び運搬具 6～12年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間分に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準：当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少な

- リスクしか負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる事項
消費税の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年2月28日)
建物及び構築物(純額)	20,541千円	19,630千円
土地	52,160	52,160
合計	72,701	71,790

担保付債務は、次の通りであります

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年2月28日)
1年内返済予定の長期借入金	20,652千円	19,980千円
長期借入金	137,005	125,101
合計	157,657	145,081

※2 手形割引高

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年2月28日)
割引手形	16,256千円	28,589千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	190,774千円	207,581千円

※4 消費税等の取扱いについて

消費税等については中間連結会計期間を一課税期間とみなして仮決算方式により中間申告を行っております。仕入れ等に係る仮払消費税等と売上げ等に係る仮受消費税等は、一部相殺の上、未収消費税等及び未払消費税等として表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下げ後の金額であり、以下の通り棚卸資産評価損が含まれております。

	当中間連結会計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成30年2月28日)
棚卸資産評価損	1,246千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成29年9月1日至平成30年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,607	258,093	—	260,700
種類株式	—	19,200	—	19,200
合計	2,607	277,293	—	279,900
自己株式				
普通株式	192	19,008	—	19,200
合計	192	19,008	—	19,200

(注1) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で種類株式を192株発行しております。

(注2) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で普通株式及び種類株式1株をそれぞれ100株に分割しております。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会 計期間末残高 (千円)
		当連結会計 年度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結会 計期間末	
第1回新株予約権	普通株式	1,769	175,131	—	176,900	937
第3回新株予約権	普通株式	250	24,750	—	25,000	—
第4回新株予約権	普通株式	200	19,800	—	20,000	—
合計	—	2,219	219,681	—	221,900	937

(注1) 第1回、第3回及び第4回新株予約権の当中間連結会計期間増加は、平成29年12月7日付の株式分割(普通株式1株を100株に分割)によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は下記の通りであります。

当中間連結会計期間 (自平成29年9月1日 至平成30年2月28日)	
現金及び預金勘定	439,653千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△732
現金及び現金同等物	438,920

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び完成工事未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び工事未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（平成29年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	362,199	362,199	—
(2) 売掛金	78,336	78,336	—
(3) 完成工事未収入金	69,289	69,289	—
(4) 役員又は従業員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	18,810	18,631	△178
資産計	528,635	528,457	△178
(1) 買掛金	21,388	21,388	—
(2) 工事未払金	20,664	20,664	—
(3) 短期借入金	37,012	37,012	—
(4) 未払法人税等	5,421	5,421	—
(5) 未払消費税等	8,020	8,020	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	467,224	463,480	△3,743
(7) リース債務（1年内返済予定を含む）	37,482	38,065	582
負債計	597,213	594,053	△3,160

当中間連結会計期間（平成30年2月28日）

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	439,653	439,653	—
(2) 売掛金	72,590	72,590	—
(3) 完成工事未収入金	82,467	82,467	—
(4) 役員又は従業員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	2,930	2,930	—
資産計	597,641	597,641	—
(1) 買掛金	22,879	22,879	—
(2) 工事未払金	25,572	25,572	—
(3) 短期借入金	20,000	20,000	—
(4) 未払法人税等	17,247	17,247	—
(5) 未払消費税等	16,160	16,160	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	466,037	464,358	△1,678
(7) リース債務（1年内返済予定を含む）	33,725	33,875	149
負債計	601,622	600,094	△1,528

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 役員又は従業員に対する長期貸付金

一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金、(7) リース債務

元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 その他 2名	当社取締役 5名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注1)	普通株式 176,900株 (注2)	普通株式 25,000株 (注2)	普通株式 20,000株 (注2)
付与日	平成27年9月1日	平成27年9月1日	平成29年4月16日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1 【株式等の状況】(2)【新株 予約権等の状況】」に記載の 通りであります。	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左	同左
権利行使期間	自 平成27年9月1日 至 平成37年8月3日	自 平成30年1月1日 至 平成39年12月31日	自 平成31年4月19日 至 平成39年12月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 平成29年12月7日付で株式分割(1株につき100株の割合)後の株式数に換算しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当中間連結会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	25,000	—
付与	—	—	20,000
失効	—	—	—
権利確定	—	25,000	—
未確定残	—	—	20,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	176,900	—	—
権利確定	—	25,000	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	176,900	25,000	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価額（円）	367.17	367.17	2,400.00
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

(注1) 平成29年12月7日付で株式分割（1株につき100株の割合）後の価格に換算しております。

(注2) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式を参考にしております。

(注3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は「タイル・石材加工販売事業」、「建材卸売事業」及び「電気通信工事業」の3つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
タイル・石材加工販売事業	タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売
建材卸売事業	エクステリア関連商材の輸入仕入販売
電気通信工事業	電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの損益は、営業損益の数値であります。

セグメント間の内部収益及び、振替高は市場価格等に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間（自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 2 月 28 日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額
	タイル・ 石材加工 販売事業	建材卸売 事業	電気通信 工事業	計				
売上高								
①外部顧客への 売上高	257,536	164,489	417,544	839,571	—	839,571	—	839,571
②セグメント間 の内部売上高又は 振替高	10,806	20,727	—	31,534	—	31,534	△31,534	—
計	268,342	185,217	417,544	871,105	—	871,105	△31,534	839,571
セグメント利益又は 損失(△) (注3)	19,218	△6,191	16,611	29,638	515	30,154	1,072	31,227
セグメント資産	357,260	171,703	656,986	1,185,950	209,687	1,395,637	△427,137	968,499
セグメント負債	318,750	218,533	312,391	849,675	26,185	875,861	△110,237	765,623
その他の項目								
減価償却額	7,061	565	8,485	16,113	530	16,643	—	16,643

(注1) その他の区分は、主に全社費用であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注3) セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成29年9月1日 至 平成30年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	建材卸売事業	電気通信工事業	合計
外部顧客への売上高	257,536	164,489	417,544	839,571

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(株)シーテック	164,030	電気通信工事業
(株)アベルコ	103,163	タイル・石材加工販売事業、建材卸売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成28年 9 月 1 日 至 平成29年 8 月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成29年 9 月 1 日 至 平成30年 2 月28日)	
1 株当たり純資産額	643円00銭	1 株当たり純資産額	706円91銭
		1 株当たり中間純利益金額	63円92銭

(注1) 平成29年12月7日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額を算定しております。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しますが、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。

(注3) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成29年 9 月 1 日 至 平成30年 2 月28日)
親会社株主に帰属する中間純利益金額(千円)	15,435
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額(千円)	15,435
期中平均株式数(株)	241,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の株式数201,900株) 。詳細は「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

1. 火災の発生について

平成30年3月28日に当社の連結子会社である株式会社ひかり工芸の社員寮(岐阜県多治見市)において火災が発生いたしました。当該火災による関連費用として、当連結会計年度において特別損失9,172千円(うち損害が生じた有形固定資産の帳簿価額は5,015千円)を計上する見込みです。なお、当該火災による人的被害は発生しておりません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月31日

株式会社ひかりホールディングス

取締役会 御中

監査法人 コスモス

代表社員 公認会計士 新開 智之 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和 ⑩

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ひかりホールディングスの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第3期連結会計年度の中間連結会計期間（平成29年9月1日から平成30年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ひかりホールディングス及び連結子会社の平成30年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成29年9月1日から平成30年2月28日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、平成30年3月28日に連結子会社である株式会社ひかり工芸の社員寮において火災が発生している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。